

船舶事故等調査報告書

平成22年4月22日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009長第157号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成21年11月21日 15時30分ごろ	
発生場所	熊本県宇城市 御船灯標から真方位230° 3,600m付近 (概位 北緯32° 35.85′ 東経130° 31.05′)	
事故等調査の経過	平成21年12月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A 押船 第一^{みどりかわ}緑川丸、19トン 293-19076熊本、個人所有</p> <p>B クレーン付作業台船 ^{みどりかわ}緑川号、長さ35m なし、個人所有</p>	
乗組員等に関する情報	A 船長、二級小型船舶操縦士 B なし	
死傷者等	なし	
損傷	A 船尾船底に擦過傷 B なし	
事故等の概要	<p>A船は、船長Aが乗り組み、船首約1.0m、船尾約2.4mの喫水で、空倉で船首尾とも約1.3mの等喫水となった、1人乗り組みのB船を押し、A船押船列を構成し、宇城市御船沖の浚渫作業現場へ向けて北東進中、平成21年11月21日15時30分ごろ、A船の船尾が八ツ星瀬西側の浅瀬に乗り揚げた。</p> <p>A船押船列は、その後、自力離礁した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2</p> <p>海象：潮汐 下げ潮中央期、波浪 平穏</p>	
その他の事項	<p>八ツ星瀬には、八ツ星瀬灯浮標が設置されていた。</p> <p>八ツ星瀬灯浮標は、左舷標識であった。</p> <p>八代海での水源は熊本県三角港であるので、北東進する際には、八ツ星瀬灯浮標の右側が可航水域となっていた。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>A船押船列は、宇城市御船沖に向けて北東進する際、八ツ星瀬灯浮標の左側を航行したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、八ツ星瀬が存在していることを知っていたが、燃料節約のためショートカットした可能性があると考えられる。</p>

原因	本事故は、A 船押船列が、宇城市御船沖に向けて北東進する際、八ツ星瀬灯浮標の左側を航行したため、A 船が八ツ星瀬西側の浅瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
----	---